

令和4年7月20日

子どもの水の事故を防ごう！

－7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を！－

令和3年4月の国連総会での採択により毎年7月25日は「世界溺水防止デー」と宣言されています。世界では、毎年、推定23万6千人が溺れており、溺死は1歳から24歳までの子どもと若者の死因の上位10位以内に入っています¹。

日本では、厚生労働省「人口動態調査」によると0～1歳では浴槽での溺死、より活動的になる5歳以上では、自然水域での溺死が最も多く発生しています。

子どもの水の事故を防ぐため、関係機関から呼び掛けられている水の事故防止のためのポイント等を取りまとめました。この機会に、予防策を再度確認し、具体的な行動をとりましょう。

<溺水防止の考え方>

- 子どもだけで水に近づかない、近づけさせない工夫を
- 子どもが水に接する場合は、大人は目を離さず、手の届く範囲で見守りを
- 水に関する危険と対処法を学習し、事前の準備を



子どもは声や音を出さず静かに溺れることもあります。少しの時間、少しの水量と油断せず、子どもの見守りと合わせて溺水事故が起こらない環境づくりを行いましょう！

¹（公社）日本WHO協会「7月25日は「世界溺水防止デー」（最終閲覧日：令和4年7月15日）を参考に記載。<https://japan-who.or.jp/news-releases/2206-26/>

家庭での子どもの水の事故を防止するためのポイント

子どもの見守り

- ・ 大人が洗髪する際には、子どもを浴槽から出しましょう。浮き輪の使用中でも事故が発生しています。
- ・ 子どもは大人の後には浴室に入れ、先に浴室から出しましょう。
- ・ 子どもだけで入浴させないようにしましょう。



浴室等の水回りの環境づくり

- ・ 子どもが小さいうちは、入浴後は浴槽の水を抜くことを習慣にしましょう。
- ・ 子どもだけで浴室に入れないよう、ベビーゲートなどを設置しましょう。
- ・ 使用後の洗濯機、洗面器、バケツに水をためたまにしないようにしましょう。また、洗濯機にはチャイルドロックをかけて蓋を開けられないようにしましょう。

海・川・プール等での水の事故を防止するためのポイント

海

- 1 ライフセーバーや監視員等がいるなど適切に安全管理が行われている海水浴場で、指定された遊泳エリア内であることを確認して泳ぎましょう。必要に応じて、ライフジャケットを使用しましょう。遊泳禁止となっている場所では、絶対に泳がないでください。
- 2 海の状況は、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめてから入りましょう。大人はKeep Watchを心掛け、子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。
- 3 離岸流に注意！発生しやすい場所や対処などを知っておきましょう。
離岸流（リップカレント）とは、沖に向かって発生する強い流れのことです。海水浴場における溺水事故の自然要因の多くが離岸流によるものです。河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流が発生しやすい場所には入水しないでください。
- 4 堤防などで釣りをする際にも、海への転落の危険があります。滑りにくく、かかとのある履物を履いていきましょう。ライフジャケットを正しく着用し、堤防の縁からのぞき込まないようにしましょう。立入禁止区域には絶対に入らないでください。

川

- 1 川の流れは一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではありませんこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。必ず滑りにくく脱げにくいのかかとのある履物を履き、ライフジャケットを着用して近づきましょう。
- 2 今いる場所は晴れていても、上流などで雨が降ると、一気に水位が上昇し危険になることがあります。風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。ダムのある川では、事前に放流情報を確認し、サイレンが鳴ったらすぐに離れましょう。



ため池

釣りなどの目的でため池の敷地に入り、誤ってため池に転落して死亡する事故が発生しています。立入禁止となっている場所には絶対に立ち入らないでください。

プール

- 1 飛び込みやプールサイドからのジャンプは、重大な事故につながります。安全な入り方を知っておきましょう。禁止事項などが定められていたら必ず守りましょう。吸い込まれると危険なので、排水口には近づかないようにしましょう。
- 2 遊具や台などの下にもぐってはいけません。特に水上設置遊具を利用する際は、係員の指示に従い、適切な遊び方・注意事項・禁止事項を守りましょう。
- 3 体調が優れない場合は遊ぶのをやめましょう。小さな子どもは、保護者や監督者が子どもの体調を確認しましょう。

1. データで見る事故情報

(1) 厚生労働省「人口動態調査」から

厚生労働省「人口動態調査」²によると、平成28年から令和2年までの5年間で、14歳以下の子どもの溺水による死亡事故は不慮の窒息、交通事故に並んで、不慮の事故の中での死因の上位を占めています（図1）。

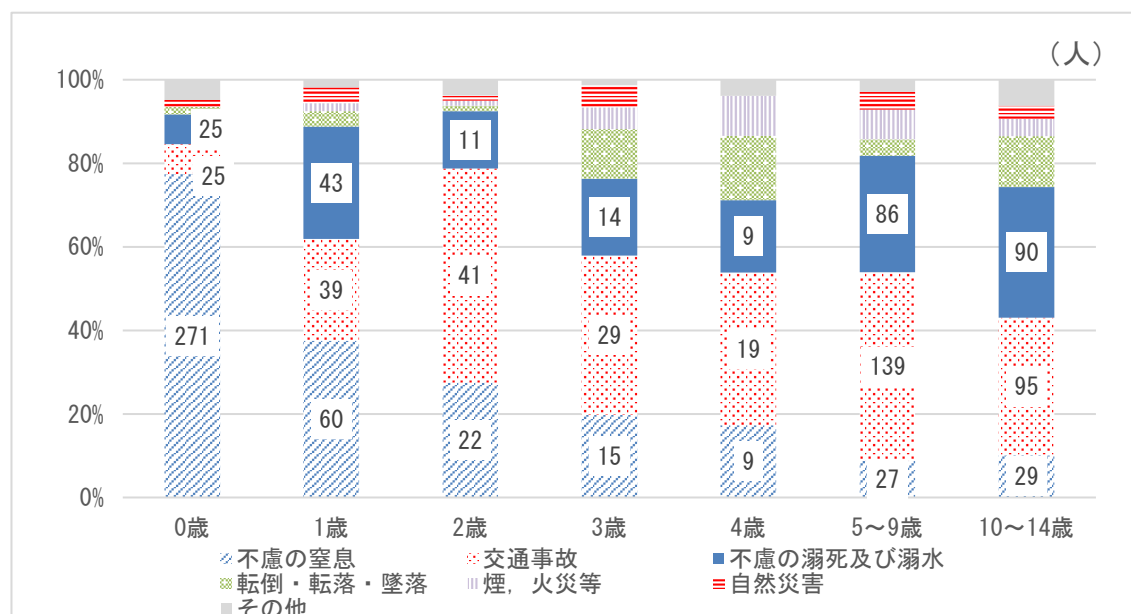


図1 不慮の事故の死亡数（年齢別比率、H28～R2の累計）

年齢別に見ると、0歳～1歳では浴槽での溺水、より活動的になる5歳以上では自然水域での溺水事故が最も多く発生しています。浴槽での溺水事故は5歳以上でも多く発生しています（図2）。

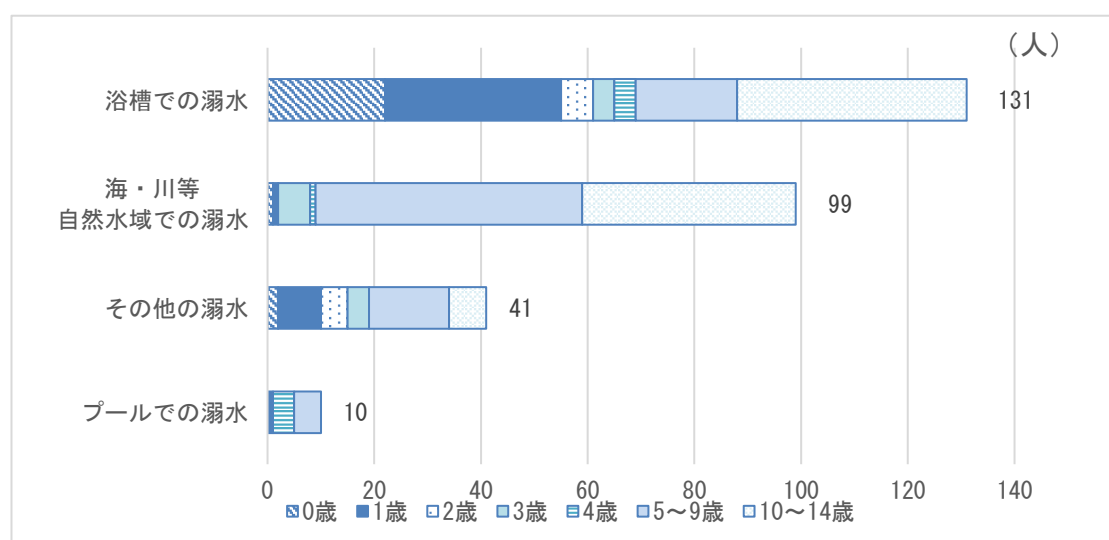


図2 不慮の溺水事故の年齢及び死因別死亡数
（H28～R2の累計） n = 281

² 厚生労働省「人口動態調査」 下巻 死亡 第1表-1 死亡数，死因（三桁基本分類）・性・年齢（5歳階級）別（ICD-10コード V～Y、U） W65～74 不慮の溺死及び溺水

(2) 医療機関から寄せられた事故情報から

消費者庁・独立行政法人国民生活センターには、医療機関ネットワーク事業³を通じて、14歳以下の子どもが溺水したという事故情報が平成24年4月から令和3年3月までの10年間に99件寄せられています。発生状況別に見ると、76件（77%）が「家庭での入浴中」に発生していました（図3）。また、入浴時間外に浴室に入り、浴槽に転落した事例も見られました。

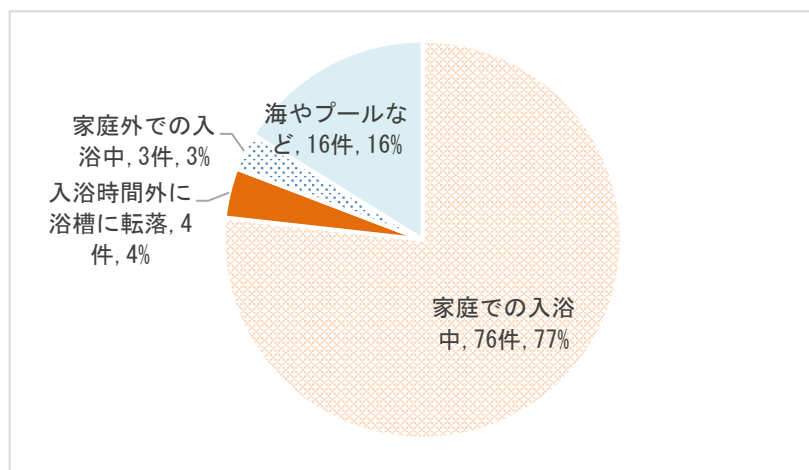


図3 溺水事故が発生した状況（H24度～R3度） n=99

家庭で発生した溺水事故80件の年齢別の要因・背景を見てみると、0歳と1歳での事故は55件と多く、そのうち約6割の34件が保護者等が目を離している間に発生しています（図4）。また、ベビーバスなどを使用している0歳では、お風呂の蓋の上に乗せていた際に、転落して溺水する事故が発生しています。

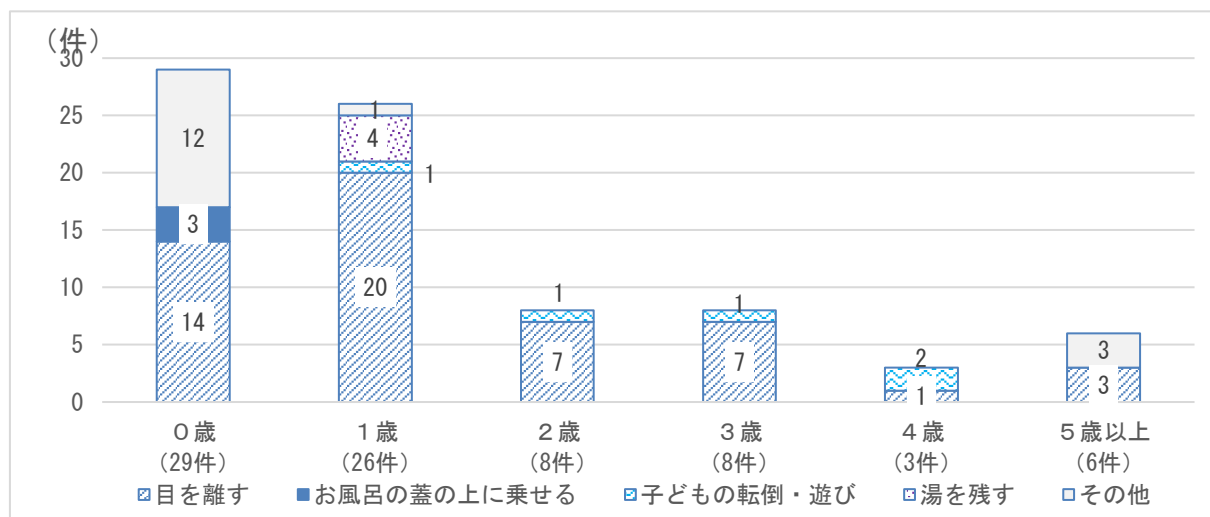


図4 家庭で発生した入浴中等の事故の年齢別要因・背景 n=80

³ 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（令和4年3月末時点で30機関が参画）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成22年12月運用開始）。ただし、医療機関数は変動している。件数及び分類は本件のために消費者庁が特別に精査したもの。

入浴中に保護者等が目を離した 52 件の事故の詳細な状況を確認したところ、「子どもを残して浴室を出る」状況が 21 件と最も多くなっています。保護者が子どもと一緒に入浴していても、入浴中に保護者自身の洗髪などにより目を離してしまう状況が次いで 16 件と多くなっています（図 5）。

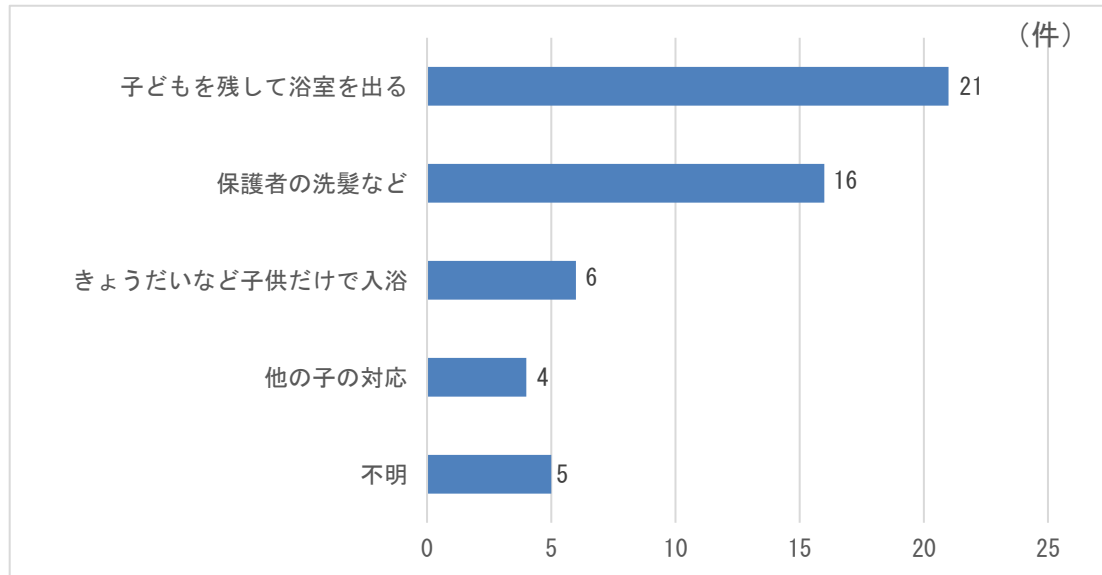


図 5 保護者等が目を離した詳細な状況 n = 52

治療の必要性と処置別に見ると約半数が入院を必要とする事故であり、死亡事故も発生しています（図 6）。

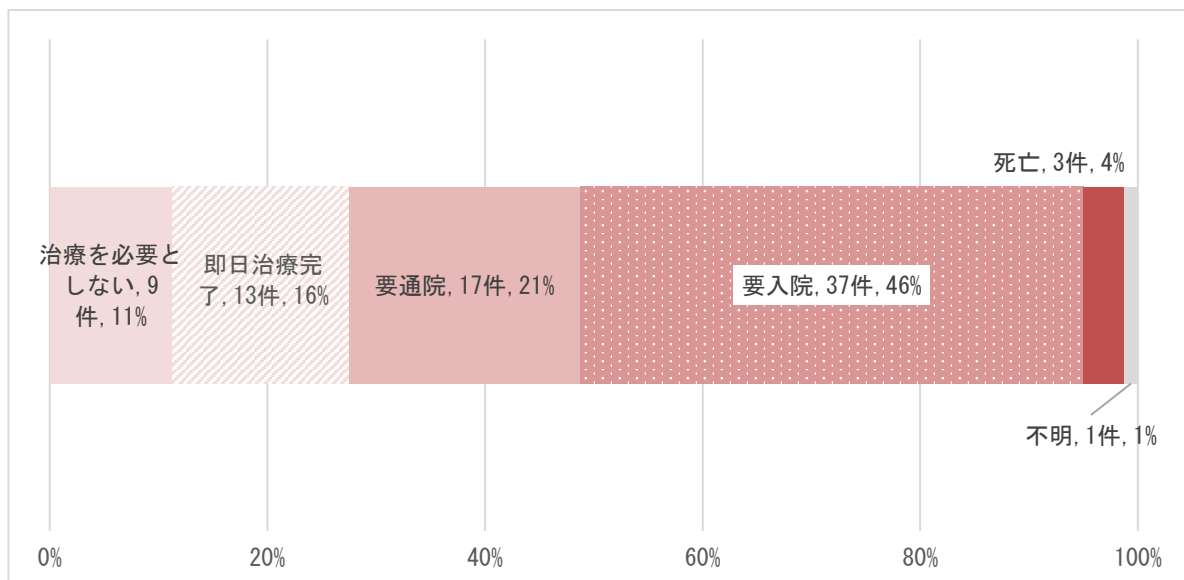


図 6 家庭で発生した入浴中等の事故の治療の必要性和処置状況の内訳 n = 80

（３）水難の発生状況について（警察庁統計資料から）

警察庁「令和３年における水難の概況」⁴等によると、平成 29 年から令和 3 年までの中学生以下の子どもの水難者数は、小学生が多く、死者・行方不明者数も小学生が多いことが分かりました。また水難者数も死者・行方不明者数も「７～８月」の夏期に多く発生しています（図 7、図 8）。

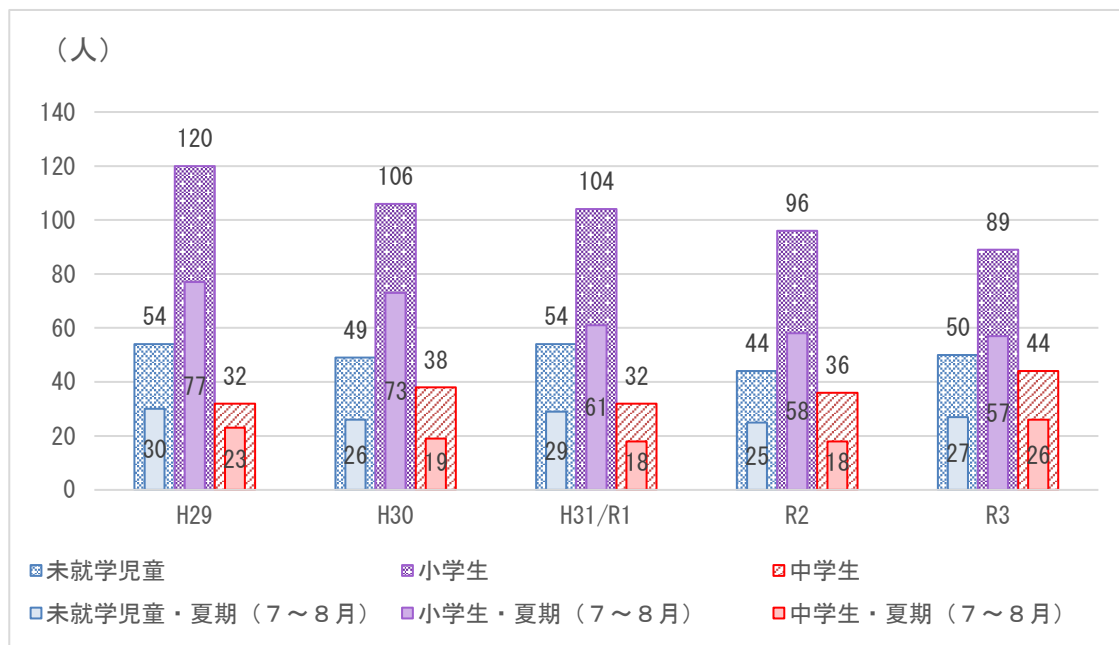


図 7 中学生以下の水難者数

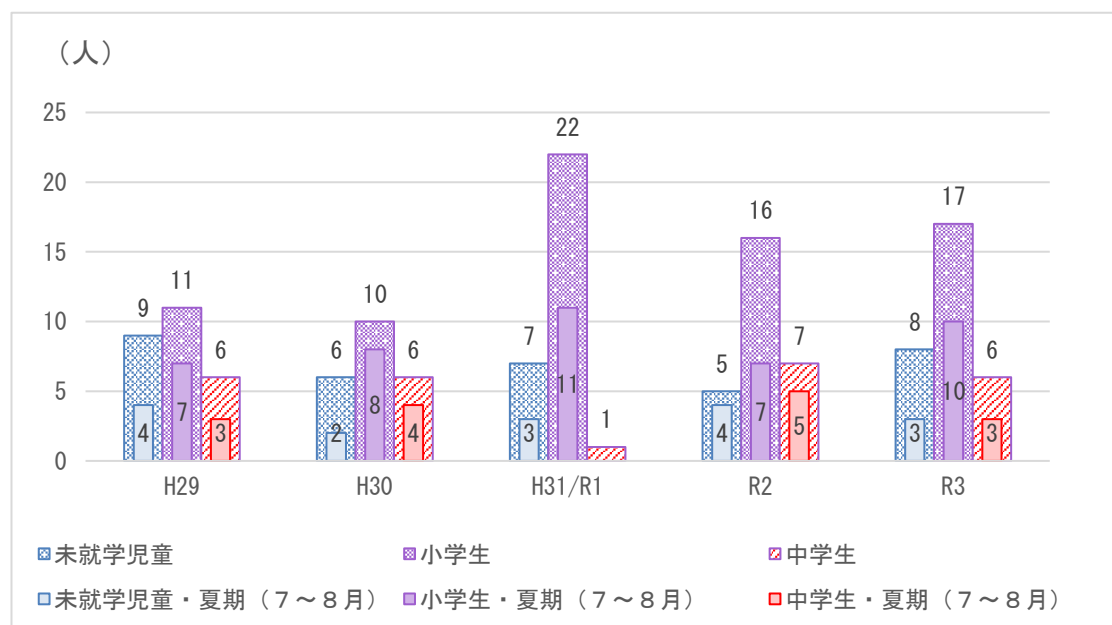


図 8 中学生以下の水難における死者・行方不明者数

⁴ <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/sounan.html>

図 7～10 の数値は確定値であり、警察庁「令和 3 年夏期における水難の概況」（速報値）とは異なる場合がある。

死者・行方不明者が発生した場所別に見てみると「河川」で多く発生していますが、夏期になると「海」の割合が高くなっています（図 9）。

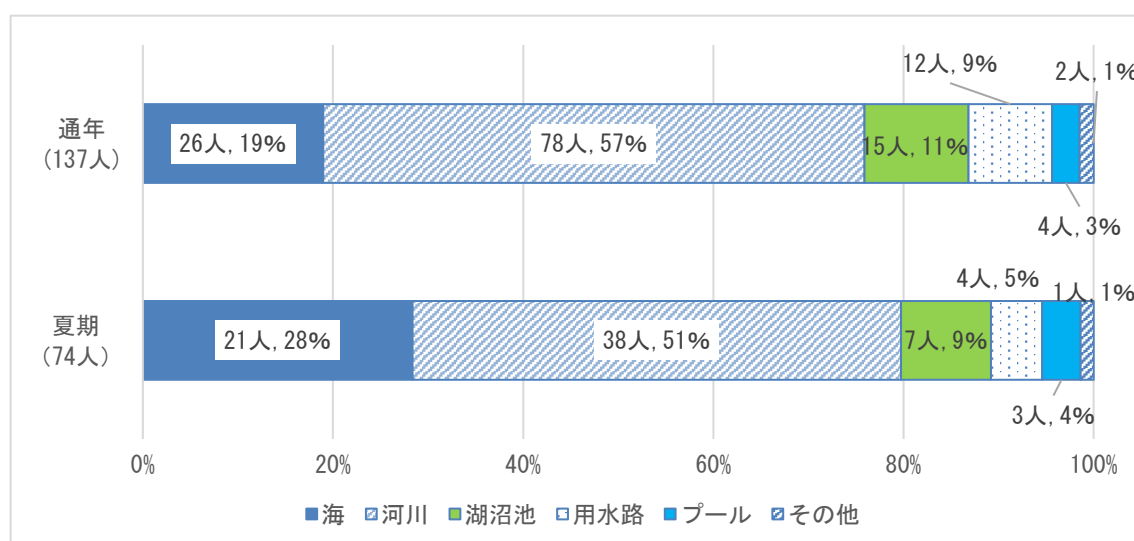


図 9 中学生以下の場所別の死者・行方不明者数（H29～R3の累計）

死者・行方不明者が発生した行為別に見てみると「水泳」・「水遊び」中で多く発生し、夏期になるとその割合が高くなっています（図 10）。

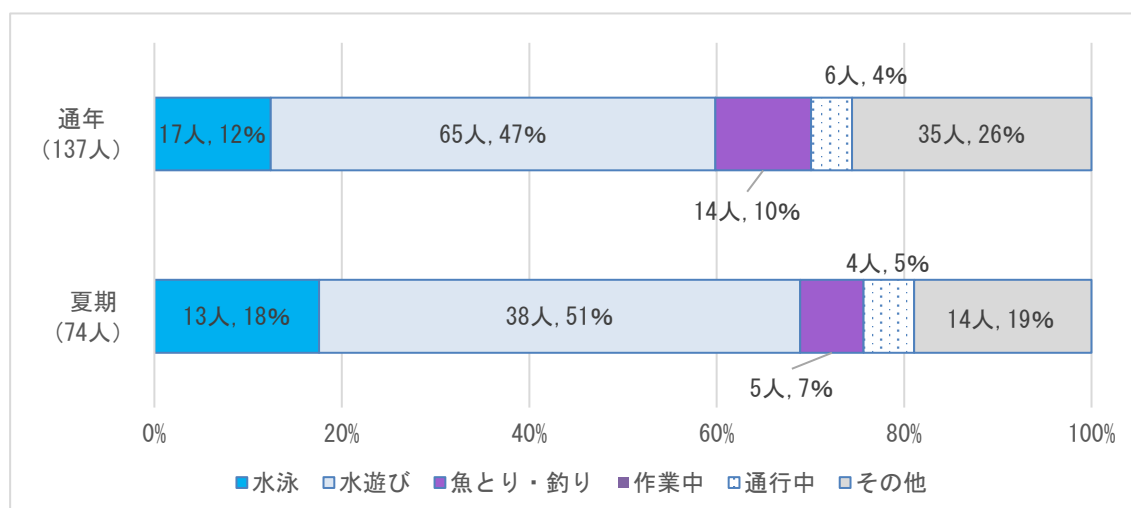


図 10 中学生以下の行為別の死者・行方不明者数（H29～R3の累計）

（４）海の事故の発生状況について（海上保安庁統計資料より）

海上保安庁「子供の海の事故発生状況と当庁の取り組み」⁵の平成24年から令和3年までの12歳未満の子どものマリンレジャーに伴う海浜事故発生状況によると、「遊泳中」と「釣り中」の事故で約8割を占めます（図11）。

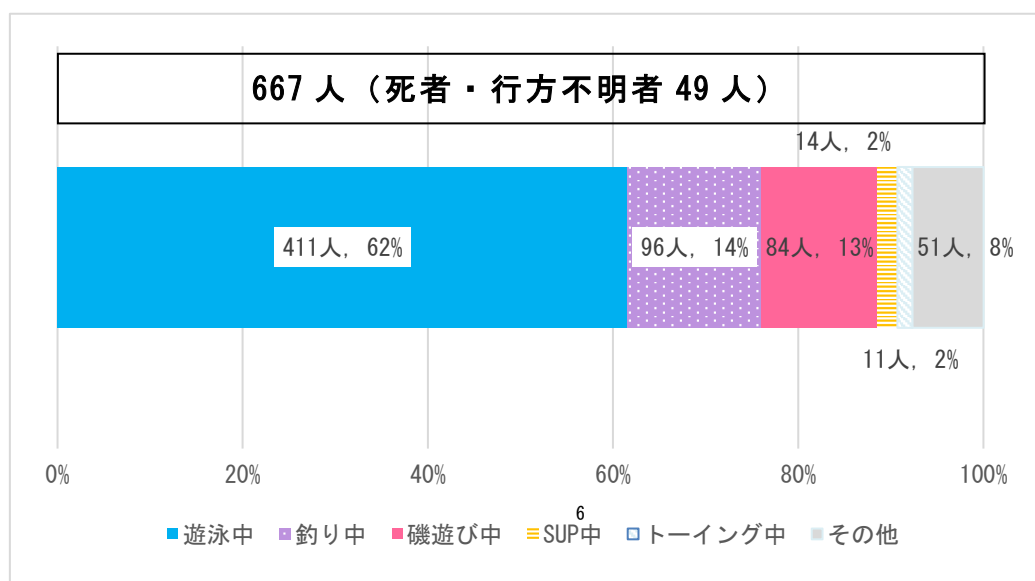


図11 マリンレジャーに伴う海浜事故活動内容別発生状況（H24～R3の累計）

遊泳中と釣り中の事故を月別に見ると、「遊泳中」の事故は7～8月に、「釣り中」の事故は5月に増えています（図12）。

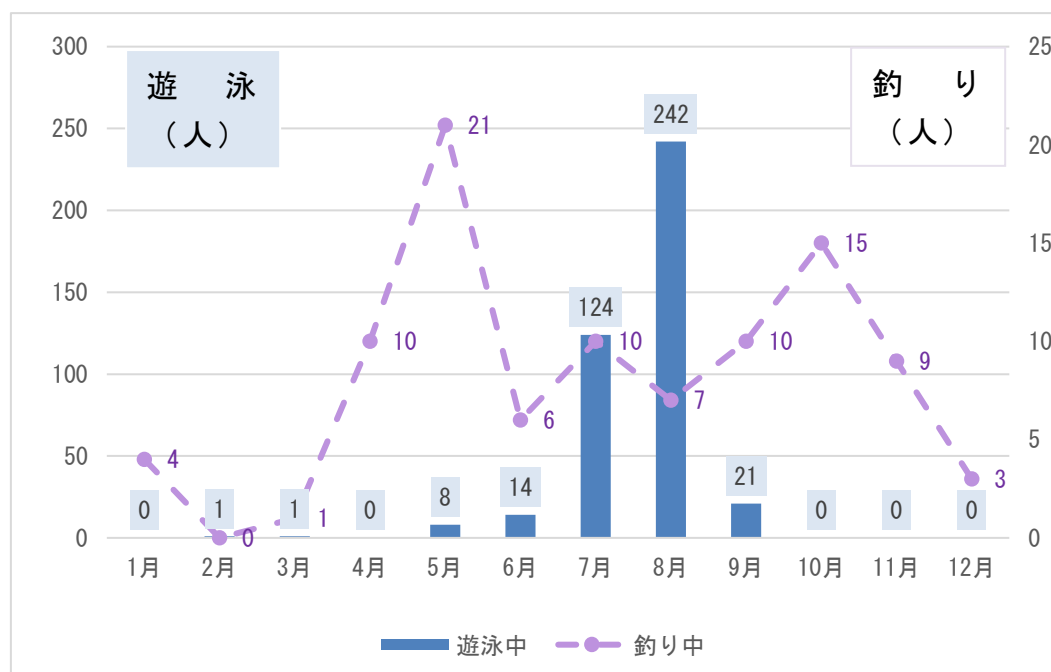


図12 遊泳中及び釣り中の事故・月別発生状況（H24～R3の累計）

⁵ 令和3年度「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」資料

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/review_meeting_001/028134.html

⁶ Stand Up Paddleboarding：海・川・湖などでサーフボードの上に立ち、パドルを用い水面を漕いで移動を楽しむ新しいマリンスポーツの一つ。<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/sup/>

遊泳中と釣り中の事故発生の背景要因別に見ると、遊泳中も釣り中も年齢が下がるほど、保護責任者の監視が不十分な時に発生する事故の割合が増加しています（図 13、図 14）。

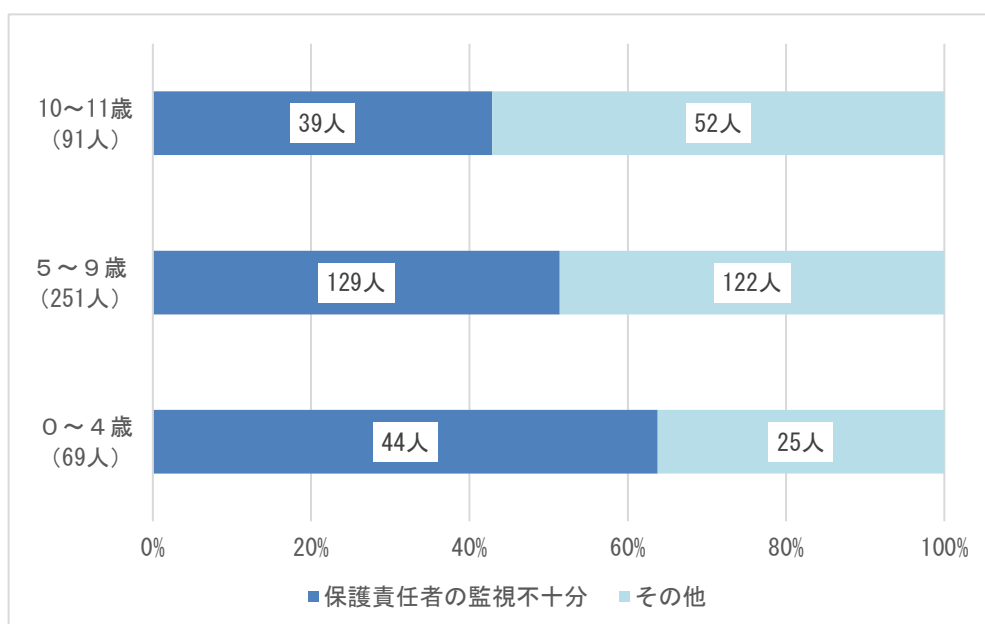


図 13 遊泳中の事故の背景要因別発生状況（H24～R3の累計）

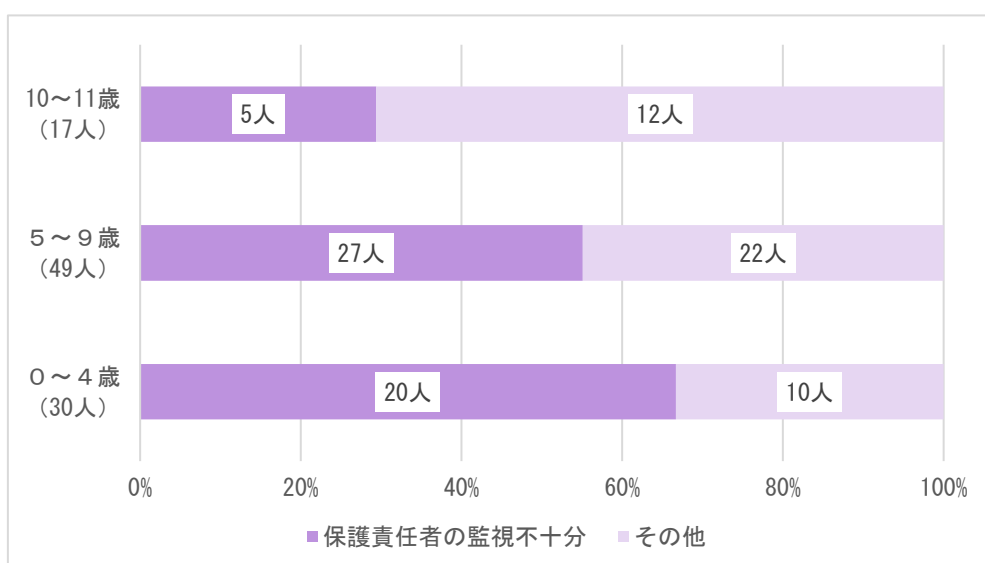


図 14 釣り中の事故の背景要因別発生状況（H24～R3の累計）

遊泳中の事故 411 人のうち、「溺水」が 222 人（54%）、「帰還不能」（漂流、孤立等により保護が可能な陸岸に戻れない状態となった場合をいう。）が 166 人（40%）を占めていました。

また、釣り中の事故 96 人のうち、88 人（92%）が「海中転落」でした（図 15）。

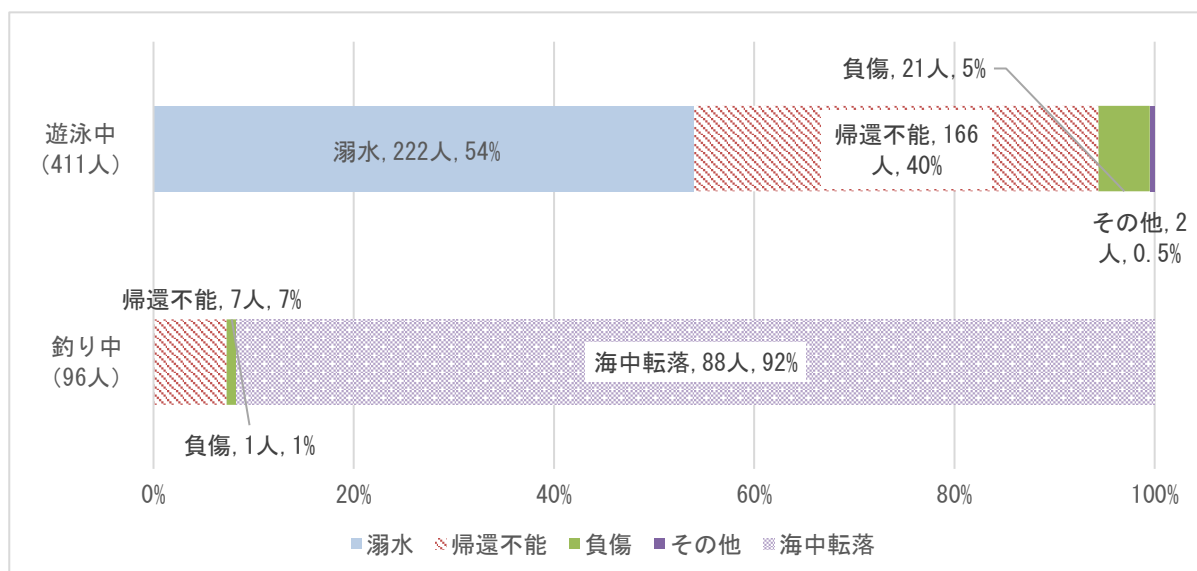


図 15 遊泳中及び釣り中の事故内容別発生状況（H24～R3 の累計）

遊泳中の事故の発生場所を見ると、半数近くが遊泳可能な海水浴場以外の海域で発生しています（図 16）。

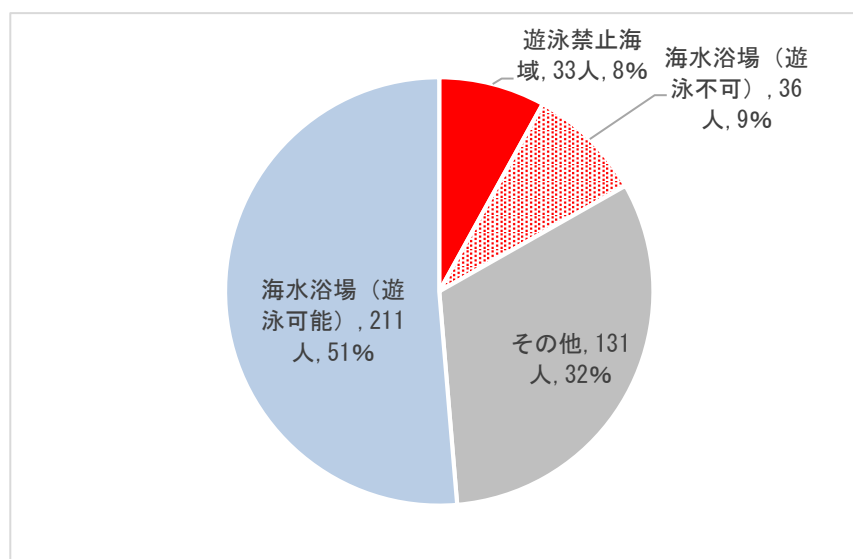


図 16 遊泳中の事故の発生場所別の割合（H24～R3 の累計） n = 411

釣り中に海中転落した事故者 88 人のライフジャケットの着用状況を見てみると、ライフジャケットの着用率は低く、死亡に至った5人は全てライフジャケット非着用でした（図 17）。

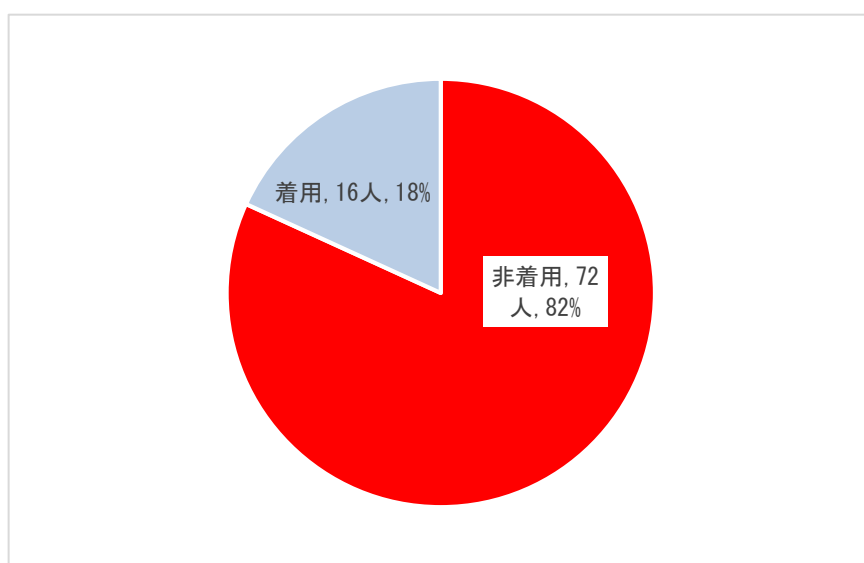


図 17 釣り中に海中転落した事故者のライフジャケット着用状況
(H24～R3 の累計) n=88

2. 主な事故事例

【事例 1／浴槽での事故①】

保護者が子どもを浴槽内に残して上の子どもたちを呼びに行った。1 分程度で戻ってきたところ、仰向けで浴槽内に浮いており、すぐに救い上げたが反応が乏しく救急要請した。水の深さは 15～20 cm 程度であった。

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和 3 年 8 月、1 歳、要入院)

【事例 2／浴槽での事故②】

保護者が子どもに浮き輪を使用して入浴させており、先に上がり体を拭いていた。水音がしないのに気が付いて風呂の中を見ると子どもの頭が水中に沈んでいた。引き上げると全身が真っ青で呼吸をしていなかった。肺水腫で 5 日間入院となった。

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和 3 年 8 月、11 か月、要入院)

【事例 3／海での事故①】

保護者は、女兒が浮き輪を持って海へ入る姿を確認していたが、目を離れた数分後、浮き輪の傍らでうつ伏せ状態の女兒を発見し救助した。女兒は搬送後、経過観察のため 1 日入院した。なお、ライフジャケット非着用であった。

(海上保安庁、事故発生：令和 2 年 8 月、要入院)

【事例 4／海での事故②】

防波堤で釣り中に男児が誤って海中転落し、父親が救助のため海中に飛び込み、2 名とも救助船により救助されたもの。なお、2 名ともライフジャケット非着用であった。

（海上保安庁、事故発生：平成 31 年 4 月）

【事例 5／海での事故③】

保護者と男児は、1 艇の SUP に乗艇して保護者の友人と遊走していたところ、風が強まり漂流したことから救助を要請し、捜索中の巡視艇等に救助された。なお、ライフジャケットは非着用であった。

（海上保安庁、事故発生：令和 3 年 10 月）

【事例 6／河川での事故①】

男子小学生が友人と川べりで遊んでいたところ、流された友人のサンダルを拾おうとして溺れて死亡したもの。これを目撃して救助しようとした男性 2 人のうち、1 人も死亡した。

（警察庁、事故発生：令和 3 年 4 月、死亡）

【事例 7／河川での事故②】

男子中学生 2 人が川で遊泳中に溺れ、1 人は自力で川岸にたどりついたが、1 人は死亡したもの。

（警察庁、事故発生：令和 3 年 8 月、死亡）

【事例 8／河川での事故③】

4 人家族のうち、子ども 2 人が川遊びをしているうち、1 人が流された。助けようとした親は流され死亡。子どもはライフジャケットを着用しており、近くにいた人に助けられた。親は未着用だった。

（国土交通省、事故発生：不明、死亡）

【事例 9／プールでの事故】

プール内に設置しているエア遊具の下に、児童が入り込んでいる状態で発見され、搬送先の病院で死亡。

（消費者安全法第 12 条第 1 項の規定に基づき通知された重大事故等、事故発生：令和元年 8 月、死亡）

【事例 10／用水路での事故】

用水路で子ども 3 人で遊んでいたところおぼれた。

（医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和 2 年 6 月、7 歳、死亡）

3. 事故防止のためのポイント

(1) 家庭内での溺水防止

家庭内で起きる子どもの溺水事故は、特に、0～1歳の子どもで多く発生しています。保護者が目を離したほんの少しの間でも溺水は起こります。一緒に入浴していても、保護者の洗髪中などは子どもを浴槽から出しておくなど、以下のポイントを参考に、家庭内での子どもの溺水事故発生を予防しましょう。

1) 子どもの見守り

- ① 大人が洗髪する際には、子どもを浴槽から出しましょう。浮き輪の使用中でも事故が発生しています。

子どもは音をたてずに静かに溺れる場合もあり、保護者が洗髪中のほんの少しの間でも目を離していると子どもの溺れに気付けない可能性があります。必ず浴槽から出しましょう。どうしても難しい場合は、目を離している間は子どもと会話を続けるなども対策の一つです。入浴の際に、複数の保護者が関わるようにすればより安全です。



また、子ども用の浮き輪は救命用具ではなく、子どもが一人で使用する商品ではありません。腕の届く範囲で、万が一の時にすぐ助けられる状況でのみ使用してください。

- ② 子どもは大人の後に浴室に入れ、先に浴室から出しましょう。

保護者がタオルを取りに行く、着替えを取りに行くなど、ほんの数秒と思える時間でも、子どもより先に浴室を出るなどして子どもから目を離した隙に、子どもが浴槽内で溺れる事故が発生しています。子どもは後から浴室に入れ、浴室から上がる際は子どもを先に出すようにしましょう。複数の大人が関わり、少しの間でも、子どもを浴室に一人きりにしないことが大切です。

- ③ 子どもだけで入浴させないようにしましょう。

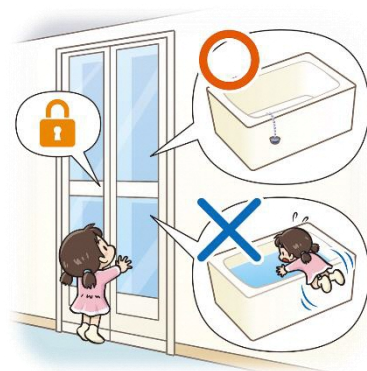
年上の子どもと一緒に入浴している際にも、溺水事故が発生しています。必ず大人が付き添いましょう。

2) 浴室等の水回りの環境づくり

- ① 子どもが小さいうちは、入浴後は浴槽の水を抜くことを習慣にしましょう。
- ② 子どもだけで浴室に入れないよう、ベビーゲートなどを設置しましょう。

浴槽内にお湯が残っていたために、いつの間にか浴室に入り、浴槽に転落して溺れてしまった事故も発生しています。5分以上溺れてしまうと、神経学的な後遺症を残す可能性があります⁷。子どもが小さいうちは、入浴後は浴槽の水を抜きましょう。

また、入浴準備のため浴槽にお湯をためているときには、ベビーゲート⁸などで子どもが浴室に近づけないようにしておきましょう。



- ③ 使用後の洗濯機、洗面器、バケツに水をためたままにしないようにしましょう。また、洗濯機にはチャイルドロックをかけて蓋を開けられないようにしましょう。

少量の水でも鼻と口を覆う深さがあれば、溺れる可能性があります。少量の水と油断せず、洗濯機、洗面器、バケツなど水をためて使うものに、水をためたままにしないようにしましょう。

洗濯機は、子どもが覗き込んで落ちてしまった場合に、中に水がたまった状態だと溺れてしまう可能性があります。チャイルドロックをかけることで、溺水事故防止のほか子どもが洗濯中の洗濯機内に手を突っ込んで負傷するなどの溺れ以外の洗濯機での思わぬ事故を防ぐことができます。



同様に、トイレの便器内には常時水がたまっています。子どもが誤って便器に落ちてしまわないよう、子どもが小さいうちは便器の蓋は閉じておき、勝手に入れないようにしておきましょう。

3) その他

お風呂の蓋の上に子どもを乗せないようにしましょう。

浴槽の蓋の上でベビーバスを使用して沐浴中や、子どもの体をふいていたとき、お風呂の蓋を半分開けてその上に子どもを置いたまま保護者が脱衣所で体をふいていたときなどに、浴槽の蓋が外れたりずれたりして、子どもが浴槽内に転落し溺水する事故が発生しています。

⁷ 野上恵嗣ほか，小児溺水の予後不良因子の検討．小児科臨床，2002．55(7)：p.1517-1523．

⁸ ベビーゲートは SG 基準など安全に配慮したものを選びましょう。対象年齢等を確認し、子どもの成長に合わせて使用し、乗り越えられる・開けられる場合は使用しないでください。

(2) 海・川・プール等での溺水防止

海・川・プール等での水の事故は、活動的になる5歳以上で多く発生しており、特に遊泳中の水難は夏期に集中する傾向があります。危険箇所を事前に把握し子どもだけで近づかない、水辺で遊ぶ際大人は目を離さず、手の届く範囲で見守るなど、以下のポイントを参考に溺水事故発生を予防しましょう。

1) 海

- ① ライフセーバーや監視員等がいるなど適切な安全管理が行われている海水浴場で、指定された遊泳エリア内であることを確認して泳ぎましょう。必要に応じて、ライフジャケットを使用しましょう。遊泳禁止となっている場所では、絶対に泳がないでください。

令和4年の夏は、3年ぶりに開設される海水浴場が増える見込みですが、場所によっては週末のみの開設になるなど開設状況は様々です。開設されていない海水浴場では、適切な安全管理が行われず、ライフセーバーや監視員等の不在による救助の遅れや、遊泳区域が設定されていないことによる、水上オートバイ等と遊泳者の接触事故の発生が懸念されます。事前に海水浴場が存在する地方自治体のホームページ等で公開されている海水浴場に関する最新情報を入手し、遊泳区域内で安全に海水浴を楽しみましょう⁹。

遊泳エリアには、旗（エリアフラッグ）が立てられ、遊泳区域を示すブイロープ¹⁰が張られています（図18）＜後記参考2＞。津波など緊急時に振られる緊急避難フラッグもあります。緊急避難フラッグが振られたら、ライフセーバー等の指示に従い、陸に上がり避難しましょう。



図18 エリアフラッグ及びブイロープによる遊泳区域の例

- ② 海の状況は、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめてから入りましょう。大人はKeep Watchを心掛け、子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう（図19）¹¹。



図19 水辺では必ず見守る

⁹ 海上保安庁ウォーターセーフティガイド（遊泳編）

¹⁰ ブイロープではなく、ブイのみの場合もあります。

¹¹ （公社）ライフセービング協会（JLA）ジュニアライフセービングテキストブック

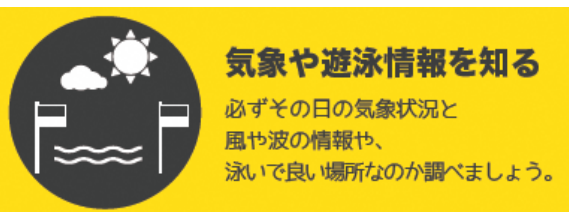
- ・子どもは危険が近づいていても察知することができません。思いがけず小さな波でも足をすくわれ、溺れることがあります。



(JLA 海岸利用啓発ポスター)

- ・飲酒すると判断力が鈍くなり、溺れやすくなるとともに、溺れたときの死亡率も高くなりますので、「飲んだら泳がない」を徹底しましょう⁹。

- ・海に行く前に、あらかじめ天気や潮の満ち引き等を調べておきましょう。遊泳中、天気が悪くなると、強い風や落雷、高波による危険が増したり、海のそばでも波が打ち寄せ、通ることができなくなる場所や、潮が引いているときには浅瀬でも、潮が満ちると歩いて帰れなくなる場所があります¹³。



(JLA 海岸利用啓発ポスター)

潮汐は海上保安庁ウェブサイトの潮汐推算のページ¹²から確認できます。

▶ 海の安全情報

全国各地の灯台やライブカメラなどで観測した風向、風速、波高などの「海の安全情報」をリアルタイムに提供しています。

パソコン用

スマートフォン用

▶ 海難速報

海上保安庁が広報した海難の概要を毎日掲載しています。

- ③ 離岸流に注意！発生しやすい場所や対処などを知っておきましょう。

離岸流（リップカレント）（図20）¹³とは、沖に向かって発生する強い流れのことです。JLAによると、海水浴場における溺水事故の自然要因の多くが離岸流によるものです。離岸流はとても強い流れのため、一旦この流れに巻き込まれてしまうと、気が付かないうちに沖まで流されてしまい大変危険です。



図 20 離岸流
(リップカレント)

河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流が発生しやすい場所には入水しないでください（図21）。

もし、離岸流に流されてしまっても落ち着いてパニックを起こすことなく横に移動して流れから逃げましょう。

* 離岸流のある場所の特徴

- ・周り違って濁った色に見え、波が砕けにくい
- ・浮き輪などの浮遊物、波の白い泡や海藻、ゴミなどが集まって沖へ流れる

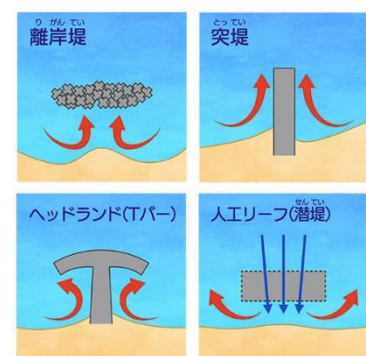


図 21 離岸流の発生しやすい場所

¹² https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/tide_pred/index.htm

¹³ JLA 離岸流啓発ポスター

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/assets/pdf/materials/poster01.pdf>

また、フロートなどの大きな浮き具は風の影響を受けやすいので、風に流されないよう注意しましょう＜後記参考3＞。フロート遊具は対象年齢を守り、ライフジャケットを体に合わせて正しく着用させてから遊びましょう。保護者はフロートに乗った子どもから手を離さず、フロートの上で立ったり座ったりするときは慎重にさせ、取っ手がある場合はしっかりつかまるように教えましょう。

また、ビーチボール等が沖に流されても、無理して追わないでください。

- ④ 堤防などで釣りをする際にも、海への転落の危険があります。滑りにくく、かかとのある履物を履いていきましょう。堤防には離岸流が発生していることがあります。万が一落ちてしまったときのためにライフジャケットを着用し、堤防の縁からのぞき込まないようにしましょう。立入禁止区域には絶対に入らないでください。



子どもが水域でのレジャー活動等をする際は、必ずライフジャケット等を正しく着用させましょう。ライフジャケットの着用は海中転落時に呼吸を確保する最も有効な手段です＜後記参考4＞。



（JLA 海岸利用啓発ポスター）

念のために、ペットボトル、クーラーボックスなど、浮き具として使えるものを確認しておきましょう。岩場では生き物の観察が楽しめますが、滑りやすい上、流れが複雑なので水に入らないようにしましょう。岩場でもライフジャケットを着用しておくことが大切です。

2) 川

- ① 川の流れは一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。必ず滑りにくく脱げにくいのかかとのある履物を履き、水面でも楽に呼吸ができるようにライフジャケットを着用して近づきましょう（図22）¹⁴。

また、帽子やサンダルなどが流された場合、決して拾いに行かないでください。

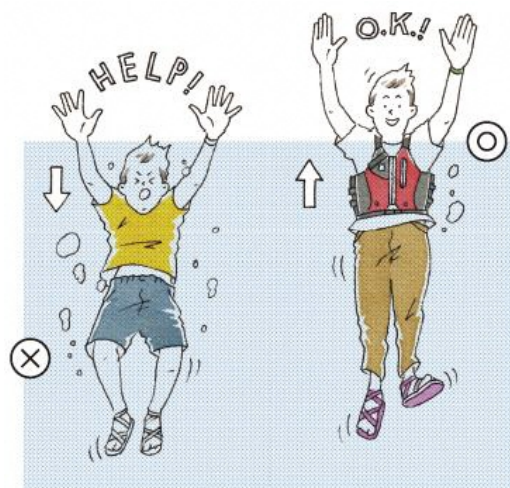


図22 ライフジャケットを正しく着用することで、常に呼吸ができる

¹⁴ 河川財団「水辺の安全ハンドブック」から

流れがあり、足がつきそうな場所で立とうとすると足が岩の隙間に挟まれることがあります危険です。流されそうになったら、膝からつま先を水面から出して下流に向けて（図 23）¹⁴、流れの緩いところまで避難しましょう。

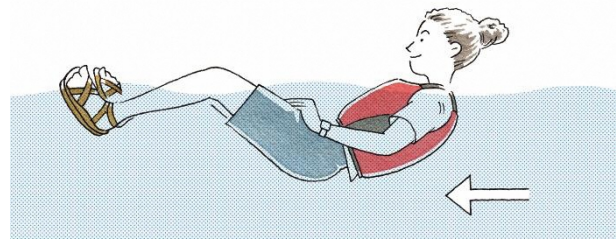


図 23 川で流されたときの姿勢

- ② 今いる場所は晴れていても、上流などで雨が降ると、一気に水位が上昇し危険になることがあります。**風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。ダムのある川では、事前に放流情報を確認し、サイレンが鳴ったらすぐに離れましょう。**



（国土交通省）

中州や、植物の生えていない河原は水量が増えたときに水没のおそれがあります。テントは絶対に張らないでください（図 24）¹⁵。雨が降ったときは、橋の下での雨宿りは大変危険です。



図 24 急に増水する川

次のような場合は川の水が急に増えるサインですので、すぐに避難しましょう。

- ・水が流れてくる方の空に黒い雲が見えたとき
- ・落ち葉や流木、ゴミが流れてきたとき
- ・雨が降り始めたとき
- ・雷が聞こえたとき

¹⁵ 河川財団「No More 水難事故 2022」から

夏は積乱雲が発生しやすく、積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で河川が増水することがあり、避難が遅れると流されてしまう危険があります。

川の防災情報などは国土交通省「川の防災情報」ウェブサイト等で事前にチェックしましょう。全国の水難事故マップも参考にしてください。



((公財) 河川財団 No More 水難事故 2022)

- ③ 大雨が降っているときや降ったあとに、土石流が発生する可能性があります。次のような土石流の前兆現象を確認したら、すぐに川や沢から離れて、少しでも高い場所などに避難してください。



土石流の前兆現象のイメージ

3) ため池

釣りなどの目的でため池の敷地に入り、誤ってため池に転落して死亡する事故が発生しています。立入禁止となっている場所には絶対に立ち入らないでください。

ため池の斜面は滑りやすくなっていたり、急に深くなっていたりするところもあるため、危険です。

ため池で遊ばないように日頃から子どもと話しておきましょう。



(農林水産省)

4) プール¹⁶

- ① 飛び込みやプールサイドからのジャンプは、重大な事故につながります。安全な入り方を知っておきましょう(図25)¹⁷。禁止事項などが定められていたら必ず守りましょう。吸い込まれると危険なので、排水口には近づかないようにしましょう(図26)¹⁷。

保護者や監督者がしっかりと子どもに言い聞かせましょう。



図25 プールサイドからのジャンプと正しい入水 図26 排水溝に近づく

¹⁶ JLA 「e-Lifesaving<事前学習>プール編」を参考に記載
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/index.html>

¹⁷ 学校安全フリーイラスト集
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/download/tabid/1659/Default.aspx

- ② 遊具や台などの下にもぐってはいけません。特に水上設置遊具を利用する際は、係員の指示に従い、適切な遊び方・注意事項・禁止事項を守りましょう（図 27）。

遊具や台などの下は、意図せず潜り込んでしまうと、抜け出すことが困難となる場合があります。大変危険です。また、水上遊具上から落水する時の姿勢及び落水後の動作によっては、水面に浮上せず、意図せず遊具下へ潜り込んでしまうことがあります。



図 27 水上設置
遊具チラシ



(JLA e-Lifesaving)

- ③ 体調が優れない場合は遊ぶのをやめましょう。小さな子どもは、保護者や監督者が子どもの体調を確認しましょう。

十分なウォーミングアップとクーリングダウンはケガや溺れの防止に有効です。

4. 万が一、溺れてしまった場合の対処法

- ◆ 海や川などで溺れている人を見つけた場合は、2次被害に遭わないよう、可能な限り水には入らず、ライフセーバーや監視員などが近くにいる場合は助けを求め、併せて消防（119 番）や海の場合は海上保安庁（118 番）に通報します。並行して溺れている人に声掛けして安全な場所へ誘導したり、浮くものを投げ入れたりすることも有効です。
- ◆ 浴槽など自力で水から出せる場合は、速やかに水から出し、平らな場所に寝かせましょう。
- ◆ 大きな声で呼び掛けて反応をみます。反応がなければ 119 番通報をします。
- ◆ 反応と呼吸がなければ、直ちに心肺蘇生（胸骨圧迫と人工呼吸）を開始します。
- ◆ 応援を呼べるなら、その人に 119 番通報や AED を持ってくることを頼み、救急車を呼びましょう。携帯をハンズフリーに設定し、通信指令員や救急隊員の指示に従いましょう。



- ◆ 無理に水を吐かせないでください。胃の内容物で気道が塞がれて窒息する危険性があります。
- ◆ 心肺蘇生中に水を吐いた場合は、顔を横に向けましょう。
- ◆ 意識がある場合は、顔と体を横に向けて回復体位を取り、タオルなどで水気を拭き、包んで保温しましょう。この時も、無理に水を吐かせないようにしましょう。

救命講習はお近くの消防署などで受講できます。

総務省消防庁 応急手当 WEB 講習

(<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>)

＜参考 1＞溺水トラブル時の子どもの様子

日本小児科学会小児救急委員会が行ったアンケート調査¹⁸によると、『「溺れかけた時に悲鳴や助けを求めるような声を出していましたか？」という質問に対しては「出していなかったと思う」が未回答 13 例を除く 1,156 名中 1,000 名（86.5%）と最も多く、「出していたと思う」は 109 名（9.4%）であった。また、溺れかけた時にバシャバシャ水しぶきを上げるなど音がしましたか？』という質問に対しては「音はほとんどしなかった」が未回答 29 例を除く 1,140 名中 387 名（33.9%）、「バシャバシャ音を立てた」は 688 名（60.4%）であった。』とされており、音を立てずに溺れていく事例も少なくないことが分かります（図 28）。

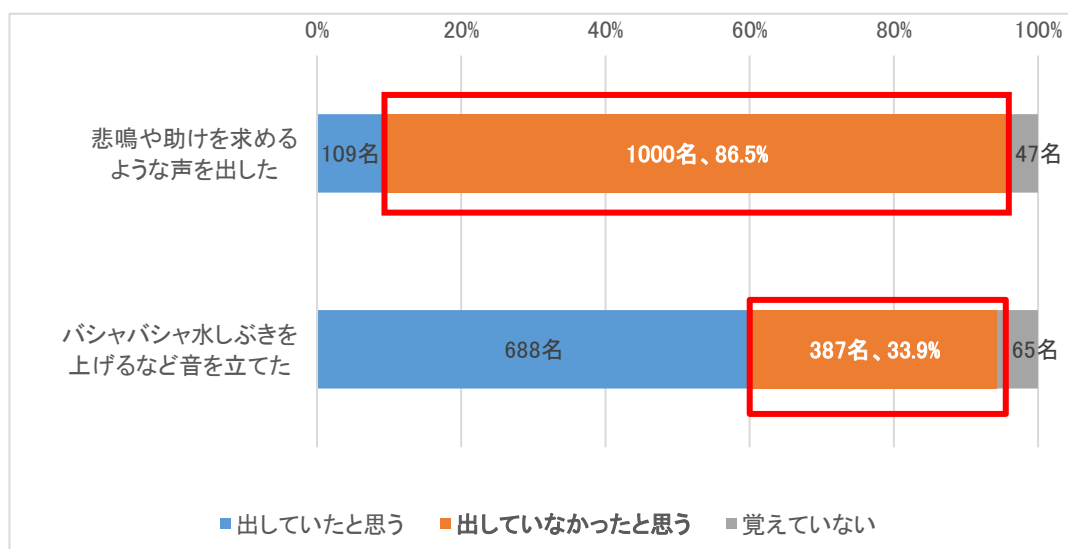


図 28 溺水トラブル時の子どもの様子

¹⁸ 日本小児科学会小児救急委員会，未就学児の家庭内入浴時の溺水トラブルに関するアンケート調査結果，日本小児科学会雑誌，2021，125(3)：p. 534-539.

＜参考 2＞ ライフセーバーの使うサインフラッグについて

ライフセーバーの使うサインフラッグ（図29）¹⁹には、遊泳可能を示すブルーフラッグや遊泳注意を示すイエローフラッグ、また緊急時に避難することを示す緊急避難フラッグなどがあります。サインフラッグを覚えておきましょう。海水浴場によって使用状況が異なる場合がありますので、必ず地域のルールを確認しましょう。



図 29 サインフラッグの例

＜参考 3＞ フロート遊具について

子どもが海で使用するフロート遊具は、風による影響を受けやすい遊具です。特に形状が立体的で表面積が大きいものほど風の影響を受けやすいことが分かっています。

過去には、フロート遊具に乗った子どもが陸からの風により沖に向かって流されたのち、溺れてしまった事故も発生しています。風の強い日は使用を控えましょう。

（独）国民生活センターが実施したテストでは、風速 2 ～ 4 m/s 程度の風が断続的に吹いている状態でも、約 0.6m/s (2.2 km/h) でフロート遊具（長さ約 130cm×幅約 102cm×高さ約 99cm の鳥型）が漂流することがあり、大人が水に入って駆け寄っても、水深が増すにつれて移動速度が遅くなり追いつけないことがありました（図 30）。



風により漂流
したフロート
鳥型

漂流したフロート
鳥型を追いかける
救助者

画像提供：独立行政
法人国民生活
センター

図 30 海水浴場でのテスト風景

¹⁹ JLA e-Lifesaving＜みんなで考えよう＞海のできごと
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/think/>

＜参考４＞ ライフジャケットの着用方法とマークについて

ライフジャケットは正しく着用しないと効果が見込めない場合があります。体格やサイズに合ったライフジャケットを選び（子どもは「幼児用」「子ども用」などがあります。）、ファスナーを締め、サイドのストラップベルト等で確実に体にフィットさせ（子どもはフィットしにくいいため、股下ベルトを確実に締めましょう。）、垂直方向にライフジャケットを引っ張って、ずり上がらないか確認しましょう。

正しく着用せず体にフィットしていない場合、ライフジャケットだけが浮いて、溺れそうになってしまうことがあります（図 31）²⁰。



図 31 ライフジャケットを正しく着用しない場合

ライフジャケットを選ぶ際は、公的検査機関によって機能が担保されているマーク付きのものを目安にしましょう。

	【桜マーク】 船舶の法定備品として要求される基準を満たすライフジャケットに表示されているマーク。国土交通省の型式承認を受け、検定機関による検定に合格したことを示す。
	【CS マーク】 関係機関・ライフジャケット製造事業者などにより構成された技術委員会が制定した基準をもとに、日本小型船舶検査機構が実施する性能鑑定に合格したことを示すマーク。

表 1 公的検査機関によるマークの例

上記以外に、団体独自の認定ガイドラインにより製造者が自己認証したマーク付きのものがあります。

	【RAC 川育ライフジャケット認定マーク】 NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会（RAC）が定めた「RAC 川育ライフジャケット認定規則」に基づき、製造者が自己認証したものを RAC が認定した製品に表示されているマーク。
---	--

表 2 自己認証によるマークの例

²⁰ JLA e-Lifesaving＜みんなで考えよう＞海のできごと
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/think/>

<参考 5>

水の事故防止を目的とした資料、ウェブサイト、学習動画等のコンテンツはインターネット上に豊富に存在しています。その一部を取りまとめました。

(1) 家庭内での水の事故防止に関する参考資料等

東京都：「乳幼児の家庭内の水回り事故防止ガイド」

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/08/24/13.html>

東京消防庁：STOP！子どもの「おぼれ」

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/topics/stop/stop03.html>

東京消防庁：乳幼児の溺れや窒息に注意

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/topics/201210/obore/index.html>

日本小児科学会：こどもの救急

http://kodomo-qg.jp/jiko/index.php?pname=jiko_dekisui

(2) 海・川・プール等での水の事故全般に関する参考資料等

警察庁「令和3年における水難の概況」

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/chiiki/r03suinan_gaikyou.pdf

警察庁「令和3年夏期における水難の概況」

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/chiiki/R3_kaki_suinan.pdf

政府広報「水の事故、山の事故を防いで 海、川、山を安全に楽しむために」
(令和4年6月29日)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201407/3.html>

(公財) 日本ライフセービング協会「e-Lifesaving」



<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

(公財) ブルーシー・アンド・グリーンランド
財団

「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>



(3) 海の事故防止に関する参考資料等

消費者庁・海上保安庁・(独)国民生活センター「海水浴での「フロート使用中の事故」に気を付けましょう！」(令和元年7月17日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_022/

海上保安庁「子供の海の事故発生状況と当庁の取り組み」(令和4年6月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms205_220627_1.pdf

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

A screenshot of the 'Water Activity' website. The main heading is 'Water Activity' with the subtitle 'アクティビティ別の安全情報'. Below this are six activity cards: 'PERSONAL WATER CRAFT' (水上オートバイ), 'SWIMMING' (遊泳), 'CANOE' (カヌー), 'STAND UP PADDLEBOARDING' (SUP (スタンドアップパドルボーディング)), 'MINI BOAT' (ミニボート), and 'FISHING' (釣り). Each card features an image of the activity and a brief description of safety information. On the right side, there is a vertical sidebar with a search bar, a list of activity icons, and a QR code at the bottom.

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

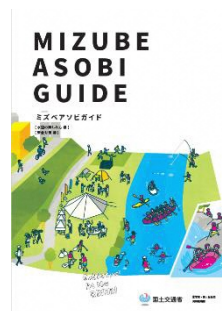
政府広報「海のプロにきく“遊泳時4つの心得”」(令和2年7月10日)

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20942.html>

(4) 河川等の事故防止に関する参考資料等

国土交通省「～MIZUBE ASOBI GUIDE～（水辺の楽しみ方 編・安全対策 編）」

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/mizubeasobiguide.pdf>



国土交通省「小学生向け水難事故防止動画 「リバーアドベンチャー～川に魅せられし者たち～」」

<https://www.youtube.com/watch?v=IrIkZCm1110>



国土交通省「河川水難事故防止！「川で遊ぶ前に」」

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/anzen/index1.html>

(公財) 河川財団「水辺の安全ハンドブック」

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>



(公財) 河川財団「No More 水難事故」

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid324.html>



国土交通省・河川財団×うんこドリル「うんこドリル川の安全」

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/unnkodoriru.pdf>

WEB アプリ

<https://play.unkogakuen.com/manabi/game/river/?rf=drill>



農林水産省「ため池の安全対策」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/index.html#tameike_anken_taisaku

農林水産省「土地改良施設における安全管理対策」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anken/index.html

(5) プールの事故防止に関する参考資料等

(公財) 日本ライフセービング協会「プールで事故を起こさないために」

<https://jla-lifesaving.or.jp/watersafety/pool/>

消費者安全調査委員会「水上設置遊具による溺水事故」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/

消費者安全調査委員会「動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/



(6) ライフジャケットに関する参考資料等

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」内、ライフジャケット



https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/fishing/11_life/index.html

(一社)日本釣用品工業会「ライフジャケット 推奨表・ガイドライン」

<http://www.jaftma.or.jp/standard/lj/index.html>



(一社)日本釣用品工業会「つりの基本とまめ知識 すきすきフィッシング」

<http://www.jaftma.or.jp/sf/>



(公財)日本マリンスポーツ財団「WEAR IT! ライフジャケットを着よう! プロジェクト」

<https://www.wearit.jp/>



(7) 昨年度の消費者庁注意喚起

消費者庁「御家庭内での子どもの溺水事故に御注意ください!-入浴後はお風呂の水を抜く、ベビーゲートを設置するなどの対策を-」(令和3年7月7日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_052/

消費者庁「もうすぐ夏本番!外出先での子どもの水の事故に御注意ください!-海水浴、水泳、釣り等で水辺へお出かけの際は、危険箇所等を事前に把握し、水辺で遊ぶときはライフジャケットを必ず着用しましょう-」(令和3年7月7日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_051/

海の「もしも」は118番（海上保安庁）
（聴覚や発話に障がいのある方はNET118を御利用ください。）

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

TEL：03（3507）9200（直通）

FAX：03（3507）9290

URL：<https://www.caa.go.jp/>

消費者庁

「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/



**間違い電話が急増中！
本当に困っている人の電話が繋がりません。**

海での「事件・事故」は **118** 番

※海上保安庁の緊急通報用番号です。



消費者ホットライン **188** 番

※お近くの消費生活相談窓口

をご案内します。



消費者ホットライン

188 イメージキャラク

ターイヤヤン